

てあて在宅マッサージ

新型コロナウイルス感染症対策について

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会および関連学会が定める最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行するとともに、発熱の定義を37.5度から37.0度に下げる、施術中は原則として利用者にもマスク着用を求める、全従業員(事務職を含む)を対象としてPCR検査を定期的に実施する等、感染が拡大する状況に応じて、予防策を更に強化して実施してまいりました。

また、ワクチンについては、アレルギー体質等医療上の理由により接種を受けられないものを除き、全従業員が接種済みです。

ご存知いただいているように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。特に、筋緊張の強い筋痙攣、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中断により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

【てあて在宅マッサージ新型コロナウイルス感染症対策】2022年8月改訂

- 毎日、出勤前および午後1回、全従業員の体温および感染症状の有無を上長が確認する。37.0度以上の発熱あるいは鼻水、咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常、倦怠感等の症状のある場合は、勤務を中止させ医療機関の受診を指示する。
- 従業員は、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは鼻水、咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機する。また、同居家族が濃厚接触者と判定された場合や濃厚接触者と判定される可能性がある場合も同様とする。自宅待機期間は当該同居家族が濃厚接触者としての規定の待機期間を終了するまで、あるいは濃厚接触者ではないと判明するまでとする。
- 従業員あるいは同居家族が新型コロナウイルスに感染したと判明した場合、当該従業員は速やかに上長に報告するとともに感染者あるいは濃厚接触者として自治体の規定および所轄保健所の指示に従う。
- 37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等の症状のある患者の施術は、医師により新型コロナウイルス感染症等日常的な接触で他者に感染する可能性のある疾患ではないと判断されるまで見合わせる。また、患者が利用中の介護施設等の職員あるいは利用者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合や、患者の同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、医学的判定基準により当該患者が感染者あるいは濃厚接触者ではないと判明するまで施術は見合わせる。
- 原則として、施術中は患者にもマスクを着用していただく。マスクを着用すると息苦しくなる、あるいは人工呼吸器を使用している等マスクを着用することが出来ない場合は、施術者が更なる予防策(アイ/フェイスシールドの着用等)を実施し、必要に応じて換気効率を高める等追加の予防策を実施する。
- 施術者は、標準感染症予防策として、訪問時に流水と石鹼を用いた手洗いおよびアルコール消毒液による手指消毒を行い、訪問中は医療用サージカルマスク(米国医療用マスク規格レベル2あるいは同等性能品)を着用する。なお、マスクを適切に着用するために適宜、フィッティング指導および検査を行う。
- 更なる予防策が必要とされる場合には、アイ/フェイスシールド、使い捨てニトリル性手袋、使い捨てガウン、使い捨てキャップ(帽子)等を着用する。

てあて在宅マッサージ

新型コロナウイルス感染症対策について (オミクロン株による感染拡大下の予防策)

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会および関連学会が定める最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行とともに、発熱の定義を37.5度から37.0度に下げる、高性能サージカルマスクを使用する、施術中は利用者にもマスク着用を求める、全従業員(事務職を含む)を対象としてPCR検査を2週間毎に実施する等、感染が拡大する状況に応じて、予防策を更に強化して実施してまいりました。

また、ワクチンについては、アレルギー体質等医療上の理由により接種を受けられない者を除き、全従業員が接種済みです。今般、従来株より感染力が強いとされるオミクロン株による感染拡大下における予防策を下記の通り策定いたしましたのでお知らせいたします。

- 2回以上のワクチン接種を完了した従業員に対しては、引き続きPCR検査を2週間毎に実施する。アレルギー体質等医療上の理由によりワクチン接種を受けられない従業員に対しては、PCR検査を毎週1回実施する。PCR検査の結果が「陰性」あるいは「低リスク」以外の場合は、就業せず直ちに医療機関での確定診断を受けることとする。
- 施術者は、標準感染症予防策として、訪問時に流水と石鹼を用いた手洗いおよびアルコール消毒液による手指消毒を行い、訪問中は医療用サージカルマスク(米国医療用マスク規格レベル2あるいは同等性能品)を着用する。なお、マスクを適切に着用するために適宜、フィッティング指導および検査を行う。
更なる予防策が必要とされる場合には、アイ/フェイスシールド、使い捨てニトリル性手袋、使い捨てガウン、使い捨てキャップ(帽子)を着用する。
- 毎日、出勤前および午後1回、全従業員の体温および感染症状の有無を上長が確認する。37.0度以上の発熱あるいは鼻水、咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常、倦怠感等のある場合は、出勤見合せ(自宅待機/自宅療養/在宅勤務)および医療機関の受診を指示する。
- 従業員は、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機する。また、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、同様とする。自宅待機期間は、当該社員及び同居家族が感染症に罹患している可能性はないと医師あるいは医学的判定基準により判断されるまでとする。
- 37.0度以上の体温のある患者、あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある患者の施術は、医師により新型コロナウイルス感染症等他者に感染する可能性のある疾患ではないと判断されるまで見合わせる。また、患者が利用中の介護施設や医療機関等の職員あるいは利用者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合や、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、医学的判断基準により患者の感染の可能性が否定されないかぎり施術は見合わせる。
- 原則として、施術中は利用者にもマスクを着用していただく。マスクを着用すると息苦しくなる、あるいは人工呼吸器を使用している等マスクを着用することが出来ない場合は、施術者が更なる予防策(アイ/フェイスシールドの着用等)を実施し、必要に応じて換気効率を高める等追加の予防策を実施する。

ご存知いただいておりますように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。特に、筋緊張の強い筋麻痺、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中止により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

てあて在宅マッサージ

新型コロナウイルス感染症対策について (感染拡大第5波以降の予防策)

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会および関連学会が定める最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行するとともに、発熱の定義を37.5度から37.0度に下げる、高性能サージカルマスクを使用する、施術中は利用者にもマスク着用を求める、全従業員(事務職を含む)を対象としてPCR検査を2週間毎に実施する等、感染が拡大する状況に応じて、予防策を更に強化して実施してまいりました。

また、ワクチンについては、アレルギー体質等医療上の理由により接種を受けられないものを除き、全従業員が接種済みです。今般、ワクチン接種の普及や新たな検査法の導入を受けて、現在実施中の予防策に下記の1項を加えることになりましたのでお知らせいたします。

- 2回のワクチン接種を完了した従業員に対しては、引き続きPCR検査を2週間毎に実施する。アレルギー体質等医療上の理由によりワクチン接種を受けられない従業員に対しては、PCR検査を毎週1回実施する。PCR検査の結果が「陰性」あるいは「低リスク」以外の場合は、就業せず直ちに医療機関での確定診断を受けることとする。

ご存知いただいているように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。特に、筋緊張の強い筋痙攣、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中止により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

令和3年10月吉日
株式会社てあて

<付記>

てあて在宅マッサージ新型コロナウイルス感染症対策（令和3年9月30日現在）

- 施術者は、標準感染症予防策として、訪問時に流水と石鹼を用いた手洗いおよびアルコール消毒液による手指消毒を行い、訪問中は医療用サージカルマスク(米国医療用マスク規格レベル2あるいは同等性能品)を着用する。なお、マスクを適切に着用するために適宜、フィッティング指導および検査を行う。
更なる予防策が必要とされる場合には、アイ/フェイスシールド、使い捨てニトリル性手袋、使い捨て不織布ガウン、使い捨て不織布キャップ(帽子)を着用する。

- 毎日、出勤前および午後1回、全従業員の体温および感染症状の有無を上長が確認する。37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある場合は、出勤見合せ(自宅待機/自宅療養/在宅勤務)および医療機関の受診を指示する。

- 従業員は、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機する。また、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、同様とする。自宅待機期間は、当該社員及び同居家族が感染症に罹患している可能性はないと医師あるいは医学的判断基準により判断されるまでとする。

- 37.0度以上の体温のある患者、あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある患者の施術は、医師により新型コロナウイルス感染症等他者に感染する可能性のある疾患ではないと判断されるまで見合わせる。また、患者が利用中の介護施設や医療機関等の職員あるいは利用者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合や、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、医学的判断基準により患者の感染の可能性が否定されないかぎり施術は見合わせる。

- 原則として、施術中は利用者にもマスクを着用していただく。マスクを着用すると息苦しくなる、あるいは人工呼吸器を使用している等マスクを着用することが出来ない場合は、施術者が更なる予防策(アイ/フェイスシールドの着用等)を実施し、必要に応じて換気効率を高める等追加の予防策を実施する。

以上

てあて在宅マッサージ

新型コロナウイルス感染症対策について (感染拡大第3波下での予防策)

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会および関連学会が定める最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行するとともに、発熱の定義を37.5度から37.0度に下げ高性能サージカルマスクを使用する等、感染が拡大する状況に応じて、予防策を更に強化して実施していることを「感染症対策(緊急事態宣言を受けて)」および「感染症対策(With コロナ下での予防策)」としてそれぞれ令和2年4月と同年9月にお知らせしていました。

今般、第3波と言われる国内での感染者数増加に対して更に予防策を強化し、利用者および施術者双方を守るために、現在実施中の弊社「感染症対策(With コロナ下での予防策)」に下記の1項を加えることになりましたのでお知らせいたします。

●原則として、施術中は利用者にもマスクを着用していただく。マスクを着用すると息苦しくなる、あるいは人工呼吸器を使用している等マスクを着用することが出来ない場合は、施術者が更なる予防策(アイ/フェイスシールドの着用等)を実施し、必要に応じて換気効率を高める等追加の予防策を実施する。

ご存知いただいているように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。特に、筋緊張の強い筋痙攣、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中止により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

令和2年12月1日
株式会社てあて

<付記>

てあて在宅マッサージ／新型コロナウイルス感染症対策について(With コロナ下での予防策)

●施術者は、標準感染症予防策として、訪問時に流水と石鹼を用いた手洗いおよびアルコール消毒液による手指消毒を行い、訪問中は医療用サージカルマスク(米国医療用マスク規格レベル2あるいは同等性能品)を着用している。なお、マスクを適切に着用するために適宜、フィッティング指導および検査を行っている。

更なる予防策が必要とされる場合には、アイ/フェイスシールド、使い捨てニトリル製手袋、使い捨て不織布ガウン、使い捨て不織布キャップ(帽子)を着用する。

●毎日、出勤前および午後1回、施術者及び事務職員を含む全社員の体温および感染症状の有無を上長が確認している。37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある場合は、出勤見合せ(自宅待機/自宅療養/在宅勤務)および医療機関の受診を指示している。

●施術者及び事務職員を含む全社員には、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機するよう指示している。また、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、同様の行動をとるよう指示している。自宅待機期間は、当該社員及び同居家族が感染症に罹患している可能性はないと医師あるいは医学的判定基準により判断されるまでとしている。

●37.0度以上の体温のある患者、あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある患者の施術は、医師により新型コロナウイルス感染症等他者に感染する可能性のある疾患ではないと判断されるまで見合わせさせていただいている。また、患者が利用中の介護施設や医療機関等の職員あるいは利用者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合や、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、医学的判断基準により患者の感染の可能性が否定されないかぎり施術は見合わせることとしている。

以上

てあて在宅マッサージ

新型コロナウイルス感染症対策について (Withコロナ下での予防策)

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会、関連学会の最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行するとともに、下記のとおり予防策を更に強化しておりますことをお知らせいたします。

- 施術者は、標準感染症予防策として、訪問時に流水と石鹼を用いた手洗いおよびアルコール消毒液による手指消毒を行い、訪問中は医療用サージカルマスク(米国医療用マスク規格レベル2あるいは同等性能品)を着用している。なお、マスクを適切に着用するためには、フィッティング指導および検査を行っている。
更なる予防策が必要とされる場合には、アイ/フェイスシールド、使い捨てニトリル性手袋、使い捨て不織布ガウン、使い捨て不織布キャップ(帽子)を着用する。
- 毎日、出勤前および午後1回、施術者及び事務職員を含む全社員の体温および感染症状の有無を上長が確認している。37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある場合は、出勤見合わせ（自宅待機/自宅療養/在宅勤務）および医療機関の受診を指示している。
- 施術者及び事務職員を含む全社員には、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機するよう指示している。また、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、同様の行動をとるよう指示している。自宅待機期間は、当該社員及び同居家族が感染症に罹患している可能性はないと医師あるいは医学的判定基準により判断されるまでとしている。
- 37.0度以上の体温のある患者、あるいは咳、喉の痛み、下痢、味覚/嗅覚異常等のある患者の施術は、医師により新型コロナウイルス感染症等他者に感染する可能性のある疾患ではないと判断されるまで見合わせさせていただいている。また、患者が利用中の介護施設や医療機関等の職員あるいは利用者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合や、同居家族の職場や学校等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合も、医学的判断基準により患者の感染の可能性が否定されないかぎり施術は見合わせることとしている。

ご存知いただいておりますように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。特に、筋緊張の強い筋痙攣、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中断により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

令和2年9月10日
株式会社てあて

てあて在宅マッサージ

新型コロナウイルス感染症対策について (緊急事態宣言を受けて)

平素よりご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

弊社では、厚生労働省、日本医師会、関連学会の最新の医療従事者向け新型コロナウイルス感染症予防策を徹底励行するとともに、下記のとおり予防策を更に強化しておりますことをお知らせいたします。

- 毎日、施術者及び事務職員を含む全社員の勤務前体温および感染性呼吸器症状の有無を上長が確認している。37.0度以上の体温のある場合あるいは感染性呼吸器症状(咳、痰、味覚/嗅覚異常等)のある場合は、勤務を禁じている。
- 37.0度以上の体温のある患者、あるいは感染性呼吸器症状(咳、痰、味覚/嗅覚異常等)のある患者の施術は、医師によりコロナウイルス感染症罹患の可能性が除外されるまで見合わせさせていただいている。
- 施術者及び事務職員を含む全社員には、同居家族が37.0度以上の発熱あるいは感染性呼吸器症状(咳、痰、味覚/嗅覚異常等)を発現した場合は、直ちに上長に報告し、出勤せず自宅待機するよう指示している。また、同居家族の職場や学校等でコロナウイルス感染者が確認された場合も、同様の行動をとるよう指示している。自宅待機期間は、当該社員及び同居家族が感染症に罹患してゐる可能性はないと医師あるいは医学的判定基準により判断されるまでとしている。
- 施術者及び事務職員を含む全社員には、休日等であっても不特定多数が集う場所(レストラン、ファストフード店等を含む)を徹底して避けるよう指示している。
- サージカルマスク、アルコール手指消毒剤、サージカルグローブ等、感染症予防に必要な物資の在庫は緊急事態宣言発令期間中に使用する見込み量以上を確保している。

ご存知いただいておりますように、我々は、医師により療養のための医療上の施術が必要と認められた患者様に施術を行っております。

特に、筋緊張の強い筋麻痺、筋萎縮(筋力低下)、関節拘縮、浮腫、基本的生活動作能力低下(歩行困難等)は、施術の中止により症状が増悪する懸念がありますので、可能な限り施術が継続して行えますようご理解とご協力をいただきたいと存じます。

尚、訪問医療マッサージは、緊急事態宣言に応じて施行される自治体(都・県)の緊急事態措置の休業要請等の対象とはなっておりません。

以上

令和2年4月10日

株式会社てあて

[てあてトップページに戻る](#)